

古典和歌の時代と賀茂

藤木文雄

1 はしがき

1700年近くにおよぶ賀茂社の長い歴史はおよそつぎの七つの時代に区分できると思う。

- ①初期ヤマト王権の縣主のカモ氏のまつる縣神社の時代
- ②山背國の官社として有力地方大社であった時代
- ③平安京鎮護の皇室の産土神として伊勢神宮につぐ地位の賀茂皇太神宮と呼ばれた時代
- ④大莊園領主として中世權門寺社の一つであった時代
- ⑤徳川幕府の朱印領を基に中世的な惣の制度を残しつつ近郊村落領主に脱皮してゆく時代
- ⑥明治維新の國家神道のもと全国官幣大社筆頭の勅祭社であった終戦前の時代
- ⑦戦後の一宗教法人の時代

このうち、②、③と④の時代は和歌が古代王朝国家の代表的な文芸の地位を占め、万葉集を筆頭に、古今集に始まる二十一代の勅撰集が天皇の代ごとに編まれた黄金時代と重なる。そして、同時に賀茂社自体が王朝文化の諸相の中に包み込まれた時代でもある。勢い当代の有力な歌人が歌枕や敬神の対象として歌の題材に取上げ数々の名詠を残している。

以下の試みはそれらの歌のなかから今は忘れ去られたかあるいは僅かに片鱗を止めるに過ぎない昔の賀茂社の姿を浮かび上がらせてみようとしたものである。

採り上げた和歌は万葉集と八代集の時代、年代にして天平九年(737)から、ちょうど平安時代が閉じ新古今集が成立する元久二年(1205)までのおよそ470年間に及ぶ勅撰集入集歌を主に、これに若干の私家集と私選集の歌を補った。数多ある賀茂にちなむ歌のなかから特に関係の深いものに絞ったが、あるいは見落しのあることをおそれる。なお、なかには史実を逸脱したと目される説話にちなむものも見受けられるがこれらは省いた。

2 賀茂社・賀茂祭

イ) 奈良時代の賀茂祭 大伴坂上郎女四月賀茂祭参詣・賀茂祭日の会衆騎射の禁制検断
夏四月、大伴坂上郎女、賀茂神社を拝み奉る時に、便ち逢坂山を越え、近江の海を望み見て、晩頭に帰りて作る歌一首
木綿疊 手向の山を 今日越えて いづれの野辺に 麟せむ我 (萬葉集卷六 一〇一七)

[語訳]：【夏四月】天平九年(737)の賀茂祭の当日、毎年四月中酉の日(当年は旧暦四月十七日)。【大伴坂上郎女】大伴旅人の異母妹、父大伴宿禰安麻呂、母は石川郎女。穂積皇子に嫁し、皇子薨去のあと藤原麻呂の妻となり坂上里に住んだのにちなむ。のち大伴宿禰奈麻呂に嫁して坂上大娘、同二娘を生む。甥の大伴家持を育て娘大娘の婿とした。名族大伴家の家刀自で萬葉集を代表する女流歌人【便ち】それに引き続いで【逢坂山】山背国と近江国の国境の山、当時畿内の北端とされた【晩頭】訓「ユウカゲ」【木綿疊】「手向けの山」の枕詞、木綿を織り疊んだ幣帛を手向ける意【手向けの山】道の神に手向けをする

山、逢坂山【いづれの野辺に】おなぎのこほり 愛宕郡に二泊し宇治郡の山科野に一泊したと解されている。

[大意]：天平九年夏四月、大伴坂上郎女が賀茂神社に参拝した時、そのまま逢坂山を越え、近江の湖を望み見て、夕方に帰ってきて作った歌一首

(木綿畠) 手向けの山を今日越えて、どこの野辺に仮寝をすることであろうか、私たちは
注)飛鳥・奈良時代の賀茂社と賀茂祭

この時代の賀茂社と賀茂祭は大族大伴氏の家刀自がはるばる奈良から三泊の日数を費やして参詣するに値する畿内屈指の大社として山背一国を超えた広い地域の崇敬を集める存在となっていた。日本書記につぐ第二番目の正史続日本紀にその模様が記されている。

先づ、続紀の文武天皇二年(698)四月廿一日条に、朝廷は山背国の賀茂祭の日に大勢の者を集めて騎射することを禁じ、さらに大宝二年(702)四月三日条で、賀茂の神の祭の日に(当国以外の)民衆が寄り集まって仗を執り騎射することを禁じ、ついに和銅四年(711)四月廿日条では、天皇が 詔みことよりして賀茂祭の日には今後国司が毎年自ら出向く検察せよと命じている(社記はこの国司の臨検を国祭の始りと書いている)。賀茂祭には諸国から民衆が集い騎射などに興じ、ついには国司の臨検を必要とするほどの賑わいであったことがわかる。大伴坂上郎女もこの有名な賀茂祭の見物に訪れたのである。

いっぽう、聖武天皇は、神亀三年(726)七月廿日には賀茂社など四社に幣帛を奉っているがおそらく元明上皇の病気平癒の祈願とおもわれる。天皇は天平十七年(745)にも自らの病気平癒祈願に賀茂・松尾の両社に幣帛を奉ったことが九月十九日条にある。

このように、奈良時代の賀茂社は賀茂祭に朝廷の規制も及ばぬほど諸国から民衆が集まって騎射に興じ、天皇も神徳を祈願するほどの靈験が認められる存在となっていたのである。

この始まりは、六世紀、欽明天皇の代に国中に風雨が続き大飢饉におちいたが、天皇がト部の(岐阜県主)若ひに占わせたところ賀茂の神の祟りであると奏上した。そこで、四月吉日を拝び馬に鈴をかけ人が猪頭を被って駆馳して祈祷させたところ、五穀が成熟して豊年となった。これが賀茂祭と乗馬の始めと風土記の逸文にある(日本書記は飢饉の発生を欽明廿八年<567>のこととしている)。賀茂県主の齋く県神社の賀茂社の祭に朝廷が関わったこれが最初である。この五穀豊穣を祈る賀茂祭とその祭事の乗馬の靈威が民衆の崇敬を集めて騎射の賑わいにつながったのである。この間大化改新の公地公民制で賀茂社も官社に列なり、神職も神祇官や国司の管下になった。賀茂県主一族は神官に特化するかたわら、ヤマト朝廷時代からの伝統の主殿や主水その他の官人となつた。大化年代(645~650)には鴨県主久治良が賀茂社の祝に任じられ大山下(のちの六位相当)の冠位を帯び、神社には神田(御戸代田)約二町(一町八段)と封戸十四烟が給され、天武六年(678)にははじめて官費で社殿が造営された。だが、朝廷は賀茂祭の賑いの背後の民衆の力を警戒しておそらく勢力分散を目的に、夢倉里の三井社を格上げして下社として分立させ、天平十八年(746)禰宜豊國の弟で祝の鴨県主主国を下社の初代禰宜に任じ、天平勝宝二年(750)には御戸代田一町を給して経済基盤としたのである。それ迄は賀茂社は上賀茂一社でこれまでにのべた賀茂社や賀茂祭の事蹟はすべて上社に関するものである。

口)智茂臨時祭と東遊び求子舞

冬の智茂のまつりのうた

藤原としゆきの朝臣

ちはやぶる賀茂のやしろの姫小松 万世経とも色はかはらじ (古今集卷第二十 東歌)

【語訳】：【冬の賀茂のまつり】陰暦四月の例祭に対して、十一月に行なわれる臨時の祭をさしていう。【藤原のとしゆきの朝臣】藤原敏行、9世紀後半に活躍した官人、歌人、書家。生没年不詳。三十六歌仙の一人。因幡守、図書頭、左近衛少将を歴任、従四位上右兵衛督。中級官人として在原業平を範とし通じた。家集「敏行集」。代表歌「秋きぬと目にはさやかに見えねども風の音にぞおどろかれぬる」(古今集卷第四秋歌上 169)。【ちはやぶる】枕詞、宇治、すさぶる神、神およびその縁語にかかる。【姫小松】五葉松。【かはらじ】助詞「じ」は打消の推量、または打消の意志。ここは変らないでほしい意。

【大意】(神々しい)賀茂の社の五葉松の緑の色(とおなじに賀茂の社)も万代を経ても不易でありますように。

延喜御時、賀茂臨時祭の日、御前にて盃とりて
かくてのみ止むべき物か千早ぶる賀茂の社の万世を見む

三条右大臣

(後選集卷第十六 雜歌)

【語訳】【かくてのみ止む】：かくては勅使復活、今回(中断後昌泰)だけで止めるのか【三条右大臣】：藤原定方、父高藤、歌人。【大意】賀茂臨時祭の勅使派遣もこれで終りにするか、やはり続けて賀茂社の万代の弥榮を見守たいもの、私も(呑むのをやめず)酒を汲み続けよう。
注)賀茂臨時祭と東遊・求子舞

これが東歌の巻にあるのは東遊の歌だからである。東遊とは古代東国の民俗歌舞が中央に流入し宮廷や神社で行なわれるようになって平安時代に固まった神靈を慰める芸能。内舎人が演じる倭舞に対し、これは近衛の官人が演じた。定着後も東遊びの舞人は帶剣する。宇多天皇の寛平元年(889)十一月二十一日に賀茂臨時祭が創始された時に定着し、以後他の神社にも用いられた。室町時代に中絶し文化十年(1813)三月再興された。序曲の一歌、二歌、舞を伴う駿河歌と求子歌、終曲が大比札(片下)からなり、和琴、笛、筚篥で伴奏する。今に伝わる求子歌の歌詞は、このとき命により敏行が元の歌曲に新作したものである。駿河歌と求子歌を舞うのを諸舞、求子歌のみ舞うのを片舞という。現在は賀茂祭と氷川神社の祭で行なわれる。

賀茂臨時祭は宇多天皇が未だ臣下の身分の王侍従だった元慶六年(882)、賀茂河原で狩獵の際に天皇に就くとの賀茂大神の神託を受け冬祭りを行なうことを約し上記寛平元年に藤原時平を勅使に行い以後毎年十一月下の酉の日に行なわれた。奉幣の勅使が検非違使、馬寮使、近衛使、内藏寮使らを従え下・上社に参向、社頭で葵桂を受けて挿頭し、奉幣、東遊の駿河舞、求子舞、走馬を奉納して宮中に歸り還立の御神樂を奏して終る。応仁の乱後中断し文化十一年再興されたが明治三年神祇官の命で絶え今日に及んでいる。

3 神山、御阿礼、斎院

イ) 神山・神館・斎院・御阿礼

題しらず

曾福好忠

賢木とる卯月になれば神山の椿の葉柏元つ葉もなし

(後拾遺集第三 夏)

〔語訳〕賀木、卯月、神山、楳の葉柏はみな賀茂社、賀茂祭の縁語。また、卯月に空木、元つ葉なしを掛けた【賀木とる卯月】：賀茂祭は毎年旧暦卯月中の酉の日が例祭。榊は祭神の懸代の阿礼木にする【神山】：賀茂社の神奈備、磐座があり祭神・別雷神が鎮座する神体山。5 頁注参照【楳の葉柏】：ブナ科の木。コナラ、ミズナラなどと一括して楳という。落葉樹。楳の葉に神饌を盛る。賀茂社境内の御手洗川を楳の小河ともいいう【元つ葉もなし】：四月になると年越しの楳の枯葉がすっかり落ちてしまう。卯月と空木を掛けて、若葉の新生に、神の再臨を願う気持ちを込めた【曾禰好忠】：平安中期円融・花山天皇頃の人。六位丹後掾、通称曾丹。常軌を逸した言動によって歌壇の枠外で活動。中古三十六歌仙。

謀子内親王賀茂の齋と聞えける時、女房にて侍けるを、年経て後三条院御時斎院に侍ける人のもとに、昔を思ひ出てまつりの蓬さの日、神館に遣はしける
皇后宮美作
聞かばやなその神山の子規ありし昔の同じ声かと
(後拾遺集第三 夏)

〔語訳〕【謀子内親王】：第19代賀茂斎院、後朱雀院第五皇女、寛徳三(1046)～天喜六(1058)在位。【後三条院御時斎院】：21代佳子内親王を指している【まつりの蓬さ】：賀茂祭の翌日、斎王が上賀茂から紫野の斎院に帰ること。勅使や舞人、陪從が従う、およびその行列。斎院のほかは、こののち宮中に帰る、還立の儀【神館】：賀茂祭の三日前、および祭事の夜、斎院が葵を枕に神を迎え仮眠する臥所。上社本殿北方100mの丸山の参道東にあった【その神山】：その上(作者の奉仕していた昔)と神山を掛けた【子規】：神山の縁語。賀茂祭の頃に頻りに鳴く。【在りし昔】：昔作者が前斎院に仕えた頃。

卯花誰が垣根ぞといへる心を詠める
神山の麓に咲ける卯の花は誰が標結ひし垣根なるらむ
中納言実行
(金葉集卷第二 夏)

〔語訳〕歌題「卯花誰垣」。卯の花、標結ふ垣根は縁語【卯の花】：卯月の祭りの頃咲くので賀茂祭、斎院の比喩に用いた【誰が垣根】：高垣根と掛けた【神山の麓】：斎院の臥所の神館がある。【標結ふ垣根】：神館の垣根、禁制の垣(四隅出入口に木綿を懸けた榊を立てる「延喜式」)。【中納言実行】：藤原実行、鳥羽天皇中宮待賢門院の兄、後、八条太政大臣と称す。

賀茂の齋降り給ひて後、祭の御阿礼の日、人の葵を奉り侍けるに、書付られて侍る
前斎院式子内親王
神山の麓になれしあふひ草引別ても年ぞ経にける
(千載集卷第三 夏歌)

〔語訳〕【式子内親王】：第31代斎院。平治元(1159)卜定、10年在位。父後白河天皇、母藤原成子。千載・新古今集を代表する歌人【齋降り給ひて】：嘉応元(1169)病により退下【祭のみあれの日】：みあれは賀茂祭の前の午の日の夜行なう招神の神事、斎院が伺候【なれ

し】：在位十年の間をいう【ひき】：接頭語、葵の縁語。

【大意】神山の麓で馴親しんだ葵よ別れ別れになって随分年月が経ちました。

社頭立秋といへる心を詠める
神山の松吹風もけふよりは色はかはらで音ぞ身にしむ

賀茂重政

(千載集卷第四 秋歌)

【語訳】【社頭】：社殿の前あたり【しむ】：染むを掛け色の縁語【賀茂重政】：賀茂別雷社廿三代神主。嘉禄元(1225)没、84歳。作歌当時片岡社禰宜。正四位下。父十八代神主重保。

「昔の昔を思ひ出て
ほととぎすその神山の旅枕ほの語らひし空ぞわすれぬ

式子内親王

(新古今集卷第十六 雜歌)

【語訳】【ほのかたらひし】：源氏物語の歌にちなむ。厳かで静かに更ける神域の夜の空から時鳥がほのかに鳴き続ける声に耳を傾ける哀艶な懐旧【その神山】：上(昔)と神を掛けた。

【大意】時鳥よ、その昔神山の神館での旅宿の時、ほのかに鳴き続けたことを忘れない。

斎院に侍りける時、神館にて
忘れめや葵を草に引き結び仮寝の野辺の露のあけばの

式子内親王

(新古今集卷第三 夏歌)

【語訳】【神館】：前出参照【葵を草に引き結び】：葵を草枕の草として結んで【仮寝の野辺】：賀茂祭の前、午の日の夜神館の仮屋で臥して一夜を過ごす。神館を野辺にたとえて仮寝といい草引き結びの縁語を列ねた。神道学者はこの二首を以て御阿礼神事の本旨を解釈する証とする(下記注参照)【露の曙】：感慨の涙に喩えた。

注)神山・御阿礼神事と斎院

賀茂別雷社本殿の北々西 2kmに聳える伏梳状の美しい姿の山、標高 302m。祭神賀茂別雷神が降臨した神奈備。頂上に磐座(降臨石)がある。他の境内地とともに国の指定史跡。往古賀茂社には神殿はなく神奈備と磐座が信仰の対象であった。これは大和の三輪山などと同じ原始神社の典型。神殿は大化改新で賀茂社が県神社から官社となり天武六年初めて神山の遙拝所として官費で造営された(本朝月令所引右官史記)。

別雷神は玉依姫が川上から流れてきた丹塗矢を床の辺に挿しておくと一夜それに感じて懷妊して生れた。矢は乙訓の火雷神の化身であった。一旦昇天したがこれを嘆く祖父健角身命と母玉依姫の夢に『奥山の賢木に種々の緑色をつくした阿礼木をたて葵桂を飾り天羽衣・羽裳を造り火を炬き走馬を飾って吾を待て』との(別雷神)の神託があり、それに従って祈願すると神山に天降って鎮まった(年中行事秘抄)。

四月中酉の賀茂祭の前午の日の夜本殿北方丸山の麓の御阿礼所で御阿礼神事が行われる。この祭の本旨は玉依姫の後身の阿礼平止女が祭神の顯現を求める姿を実修することで、年に一度神山から祭神を招き降す祭儀(兼載雑談)。もと、賀茂県主氏の未婚の子女が勤めた斎院子・阿礼平止女は、平安時代の初め賀茂社が王城鎮護の産土神の皇太神宮となって以来天皇の代替わり毎に未婚の皇女が斎院・阿礼平止女内親王に卜定されこれに代わつ

た。斎院は御阿礼神事の夜、神館に葵を枕に臥して一夜を送る(前出式子内親王和歌)。

神山は、「賀茂注進雑記」は「神山・加毛山同訓」とする(第一当宮本縁)。こうやまは訛。禁足地で、これは承和 11 年(844)の官符で鴨上下大神宮の河辺と野の汚穢するのを防ぐため禁野・禁河とし、ついで元慶 8 年(884)神山の山狩を禁じた(死・血の穢れの排除→祓、清め→禁野・禁河→清浄地)。

口) 斎院の日常

後一条院御時賀茂行幸侍けるに、上東門院御輿に乗らせ給て紫野より帰らせ給ける又の朝、聞えさせ給ける 選子内親王

行幸せし賀茂の川波帰るさに立や寄るとて待ち明かしつる (後拾遺集第十九 雜)

[語訳] 川波、帰る、立つは縁語【後一条院・上東門院】: 前記葵の歌の注参照。院は道長の外孫、母后上東門院は道長の娘【紫野より帰るさ】: 斎院御所の所在地、上賀茂から内裏への帰路にある。帰るさは賀茂からの還御、川波帰るの縁語【御輿に乗らせ】: 母后も幼帝の御輿に同乗したまま立寄らずに帰られた恨み。斎院の日常は単調で貴人の訪問は慰問になる【選子内親王】: 第 15 代斎院、天延三(975)~長元四(1031)迄 5 代 56 年在位。大斎院と号した。父村上天皇、母藤原安子(中官、道長の伯母)。道長の従姉。和歌に秀で紫野の斎院御所は源氏物語の世界ながら風雅のサロンを形成、仏道にも帰依。

選子内親王斎におはしましける時、女房に物申さむとて忍びて参りたりけるに、侍ども如何なる人ぞなど荒くましげに問はせ侍ければ萱紙に書きて置かせ侍ける 藤原惟規
神垣は木の丸殿にあらねども名乗りをせねば人とがめけり (金葉集卷第九 雜部)

[語訳] 【女房】: 斎院御所に仕える女房【物申す】: ここは簡単に面会する意【荒くましげ】: 荒々しく【萱紙】: 懐紙【神垣】: 斎院御所の忌垣、榦で標をしていた【木の丸殿】: 質素な丸木造りの宮殿。荒武者を皮肉って言う【人咎めけり】: 斎院への出入りの禁制が厳しい様。

前斎院に侍ける人の今の斎院に参りぬると聞きて遣はしける

読み人知らず

御禊する賀茂の川浪立帰り早く三年に袖は濡れきや

(金葉集 別巻)

[語訳] 同じ歌が千載集にもある「御禊せし賀茂の川波立帰り早く見し世に袖は濡れきや」作者は斎院中将。【大意】 賀茂川の川波が立ち返るようにかって選子内親王が御禊をなさった時に立ち返って以前見た情景に触れて貴女の袖は涙で濡れましたか(いますまい)。大斎院に仕えた重みを忘れ新斎院に仕える軽率さを咎めた。一、二句は立ち返りの序詞。

賀茂の斎と聞え侍ける時本院の水垣に朝顔の花咲きかかりて侍けるを詠める 謂子内親王
神垣に掛かるとなれば朝顔もゆふかくるまで匂はざらめや (詞花集卷第三 秋)

[語訳] 【謀子内親王】：前出。19代斎院【本院の水垣】：本院は主たる御所で、紫野御所の垣根。神垣と掛かるは縁語。【夕かくる】：夕隠る、木綿掛く(標の柳を立てた垣)の縁語。

二条大皇太后宮賀茂の齋と申ける時、本院にて、松枝映水といへる心を詠み侍ける
京極前太政大臣
千早ぶる齋の宮の有栖川松とともにぞかけは澄むべき
(千載集卷第十 賀歌)

[語訳] 澄む、住む掛詞【二条大皇太后宮】：令子内親王、白河天皇皇女、第24代。十年在位の後承徳三(1099)退下【本院】：前首の注参照【京極前太政大臣】：関白藤原師実【有栖川】：京都市北区紫野を流れていた。[大意] 松が常盤であるように有栖川の水もいつまでも清らかに、斎院はいつまでもお変りないだろう。

ハ) 大斎院選子内親王と仏事

少納言亡くなりてあはれなる事など嘆きつつ、置きたりける百和香を小さき籠に入れて兄
棟政朝臣に遣はしける
選子内親王
法のため摘みける花を數かずに今はこの世のかたみとぞおもふ
(後拾遺集第十 哀傷)

[語訳] 【少納言・棟政朝臣】：未詳、斎院の女房の一人【置きたりける百和香】：遺品の種々の香を合せた薰香の一種【法のため摘みける花】：遺品として残した百和香を指す、香は忌詞で直接表現を避けた【かたみ】：形見と籠を掛けた。

上東門院尼にならせ給ける頃、詠みて聞え侍ける
選子内親王
君すらも真の道に入ぬや一人や永き間に惑はん
(後拾遺集第十七 雜)
[語訳] 【真の道】：仏の道【下句】：未だ若い身のあなたさえも出家され、私ひとりが残されて救われず煩惱に悩む事になるのでしょうか。真の闇は仏の救いの及ばぬ暗闇

女院御八講捧物に鉢して亀の形を造りて詠み侍き
選子内親王
葉尽くす御手洗川の亀なれば法の浮木に逢はぬなりけり
(拾遺集卷第二十 哀傷)

[語訳] この歌表裏複雑な意味を込める。表は仏道を避け、裏は仏教説話にちなむ。【女院御八講】女院は東三条院詮子。八講は法華経八巻を八座で一巻ずつ講讀する法会【鉢】：八講の時講師が打ち鳴らす磬。これを亀の甲形で造ったものを供物にした【こふつくす】「葉<うつ>つくす」前世の罪の償いに斎院の神勤に励む様。「こうつく」甲撞くは亀の甲形の鉢を撞く縁語。【法の浮木】：迷える衆生が仏法の救いに逢えないでいる。百年に一度浮上して頭を出す盲目の亀が海上を漂う孔のある浮木に頭を入れるという阿含經の説話。【御手洗川の亀】：賀茂の神に仕える身をいう。[大意] 御手洗川の亀のように神勤に励む身には(盲目の亀が浮木の孔に頭を突っ込むような仏の救いに)逢えません。講にも参れません。

八月ばかりに月明かかりける夜、阿弥陀の聖の通りけるを呼び寄せさせて、里なる女房に
いひ遣はしける

選子内親王

阿弥陀仏と唱ふる声に夢さめて西へかたぶく月をこそ見れ (金葉集 卷第十 雜部)

[語訳] 【阿弥陀の聖】: 阿弥陀聖は空也上人(903~972)の別名、また空也念佛を唱え踊歩く僧。ここは後者【里の女房】: 斎院宮仕えの人の実家【西へ傾く月】: 彼岸に沈む月(仏)。

賀茂の斎と聞えける時に、西に向ひて詠める

選子内親王

思へども忌むとて言はぬ言なればそなたに向きて音をのみぞなく (詞花集卷第十 雜)

[語訳] 【忌むとて言はぬ言】: 斎院には佛、經、僧が忌詞で口にできないので【そなたに向きて】: そちら、彼岸の方向を向いて【音をのみぞなく】: (經を唱えずに)声だけで泣く。

発心和歌集の歌、普門品、種々諸悪趣

選子内親王

逢ことを何處にてとか契べき憂き身の行かむ方を知らねば (新古今集卷第二十 祈経歌)

[語訳] 【普門品】: 観世音經、法華經八卷第二十五品。觀世音菩薩の衆生救濟の様を説き、經文を唱えることで救われる。【発心和歌集】: 仏教に深く帰依した大斎院選子の家集。

注)斎院の制と日常

○平安遷都と王城鎮護の神・賀茂皇太神宮 勅祭と賀茂斎院のはじまり: 桓武天皇は長岡京、平安京への遷都の由を賀茂神社に勅使を遣わして奉告され、自らも参拝のため行幸されるなど、崇敬おろそかでなかつたが、つぎの平城天皇は大同2年(807)4月奈良時代からの賀茂祭を前日の申の日に移し國祭としたうえで翌酉の日の本祭を勅祭に定められた。

弟の嵯峨天皇の弘仁9年(818)年、皇女有智子内親王を初めて賀茂斎院に卜定され、また、翌十年には賀茂祭を中祀に准じると定められた。斎院の設置といい、勅祭を中祀に定めることといい、賀茂社を皇室の祖神天照皇大神を祀る伊勢神宮に准じる扱いにされることを意味する。嵯峨天皇は奈良への還都を企てられた平城上皇・藤原葉子の変を退けられ、これまで代替りの度に遷都する旧習を改め、賀茂神社を平安京と皇室の産土神に位置付けることで、平安京を永代不易の王城とする意志を示されたのである。これによって賀茂神社は王城鎮護の役割をになうことになり、賀茂皇太神宮とよばれることになった(明治四年までこの名稱がづく)。

こうして四月中申の日の国祭の日の摂関賀茂詣、翌酉の日の勅祭に臨む斎王・勅使の行列は「祭」、「北祭」としてきらびやかな王朝美のページェントとなり、斎王の住まう紫野斎院は王朝女流文学のサロンとなった。この二つは古今集をほかの歴代勅撰和歌集の和歌や、源氏物語、枕草紙、狹衣物語、徒然草などの文学作品のテーマとしてしきりに登場することになる。

○勅祭・中祀・斎王の意義: 賀茂祭が勅祭・中祀とされ、県主家の女性神官斎祝子(阿礼乎止女)に代わって、皇女が斎王(阿礼乎止女内親王)として秘儀とされる御阿礼神事をはじめとする神社の祭祀にたづさわることは賀茂神社の祭祀権が県主一族から皇室に移ったことを意味している。なお、中祀とは朝廷の祭祀の区別で、大祀は大嘗会(即位大典)、中祀は宮中で行なう年中神事と伊勢神宮の神嘗祭と賀茂祭に限られ、その他の神社の例祭はすべて

小祀とされた。

○斎院の卜定と日常：普通、天皇の即位にあたって、未婚の内親王、皇孫女、女王を卜定によって斎王とされる。卜定の結果を内親王につたえ、賀茂大神に奉告される。つぎに皇居の一間をトって斎王の居所とするがこれを初斎院といった。以後二年、毎日潔斎し、毎朔日賀茂神社を遙拝し三年後の四月上旬野宮に入る。当日賀茂川の場所を点じて御禊を行なう。下上両社に参拝のち祭事に奉仕する(延喜式)。斎院はまた、「いつきのみや」、「さいいん」、また「さいおう」ともよぶ。そのすまいの院は野宮というが、洛北、山城国愛宕郡紫野にあったので紫野院ともいう。いまの雲林院の南、上京区社横町「七野社」のある辺りがその地とされている。斎院には斎王の御所(本院)と斎院司の役所があつて別当、長官のほかに大勢の官人、女官が伺候していた。

斎王の日常の任務は初夏と冬の祭(賀茂祭と賀茂臨時祭)に参候することだけで、あとはもっぱら精進の日を送り、仏法僧、病、死などは忌詞をもちいた。ただ、伊勢と異なり、内裏も近く、女性貴族たちのサロンになり、歌合なども頻繁に開かれ物語の舞台にもなった。斎王にも歌才豊かな方が多く、初代有智子(漢詩經國集)、16代選子、19代禊子、31代式子は高名。源氏物語の葵の上、朱雀院の三宮賢木(斎院)、冷泉院女御(前斎院・秋好中宮)、槿斎院など縁りの主人公に事欠かない。

斎院の退出は父母の喪、自身の死、任に堪えない病の三つに理由が限られた。

順徳天皇の建暦二年(1212)後鳥羽院の皇女礼子内親王が病気で退出され、以後再定されることなく三十五代400年をもって断絶した。

4 葵・桂

この二つは賀茂祭の象徴で、これらを詠んだ古歌は多い。

あふひ、かつら

読人不知

かくばかりあふひの稀になる人をいかかつらしと思はざるべき (古今集卷十 物名)

人目ゆへ後にあふひの遙けくばわかつらきにや思ひなされん (古今集卷十 物名)

[語釈] いずれも恋人との逢う瀬をあふひ(逢う日)に掛け、その永いことを前首で如何辛しと、また後首で、わがつらき(私が無情と)思われるだろうと、賀茂祭の飾りの葵・桂を掛詞として読み込んだ、おそらく初期の歌合せの題詠か。十世紀初成立の古今集の時代、賀茂祭の葵桂の飾りはこれほど人々に身近で親しい存在となっていた。

注)賀茂祭と葵・桂のこと

葵、桂を飾ることの由来については五貢の神山・御阿礼神事と斎院の注参照。勅使以下祭事に携わる者すべての笠束に付け、社殿を飾り、御簾にも掛ける。葵は賀茂社料地の山に産する双葉葵(ウマノブタクサ科)で、楓は湯津桂(ヲカツラ)である。古来神聖な木とされ古事記にも、海神の鱗宮の門前にあったと書かれている。なお、例祭の正式の名は賀茂祭で葵祭は元禄年間の復興後に呼ばれた通称。葵と楓を組み合わせた蔓は諸蔓といい賀茂祭のとき冠の拂頭料、雷よけとされた。

後一条院幼くておはしましける時まつり御覽じけるに、齋の渡り侍ける折、入道前太政大臣抱き奉り侍りけるを見奉りて後に、太政大臣の許に遣はしける 選子内親王

光出る葵のかげを見てしかば年経にけるもうれしかりけり
返し

(後拾遺集第十九雜五)

諸鬱双葉ながらも君にかくあふひや神のしるしなるらむ

入道前太政大臣 (同上)

【語訳】【後一条院】：第68代天皇、一条天皇第一皇子。母は藤原道長の娘彰子(上東門院)。四歳で立太子、長和五年(1016)八歳で即位。道長一族の摂政・関白独占が始まる。即位は母后が賀茂社に愛宕郡一郡を神郡として寄進することを約して祈願しその靈験で実現したとされる。寛仁二年(1018)上下賀茂社に報賽として愛宕郡八郷が寄進され長く両社の膝下神領の基盤となった。【まつり】：この時代賀茂祭を単に「まつり」と称した。【斎】：賀茂斎院(選子)。斎院の祭事での役割は5・6頁注参照【渡り】：(斎院御所から)賀茂社に到着された。【選子内親王】：第15代斎院。6頁前注参照。後一条院の父系、女系ともに大伯母にあたる。【入道前太政大臣】：藤原道長。【光出る葵のかげ】：幼帝の背後の賀茂神の神威、すなわち天皇本人。即位の事情を踏まえている。【諸鬱】：前注参照、双葉の枕詞に用いている。諸鬱、双葉、葵(逢う日を掛けた)は縁語。【双葉ながらも君】：(双葉のような)幼帝であるが。【かくあふひや】：このように逢う日は、と葵は。【神のしるし】：しるしは、賀茂明神の導き。同時に葵は賀茂明神の御印。

身の望みかなひ侍らで社の交らひもせで籠りみて侍りけるに葵をみて詠める 鴨長明
見ればまづいとど涙ぞ諸鬱いかに契りてかけ離れけん (新古今集卷第十八雜歌)

【語訳】【身の望みかなひ侍らで】：父祖以来の賀茂神社の補宜になることの望みがかなえられなかつたこと。父の補宜長繼が早世した後は補宜の地位は別系の祐兼の系に渡り、折角の後鳥羽院の摂社河合社補宜補任の内意も実現しなかつた。大原隱棲の動機。【社の交じらひもせで】：神社の神勤から疎外されて琵琶や和歌の道に専念したこと。【いとど】：いよいよ【諸鬱】：(涙ぞ)をうけて(もろき)諸鬱と掛けた。次句の「かけ」にも掛る。【いかに契りて】：前世からのどのような約束事で。契ると千切るを掛ける【かけ離れけん】：掛けは諸鬱の縁語。神社とかけ離れたのであろうか。鴨長明の心の屈託を葵に託して詠んだ歌。諸鬱も得意絶頂の道長の前首に比して悲喜交々。

注)鴨長明

久寿二年(1155)生れ、建保四年(1216)没。従五位下。父賀茂御祖社補宜長繼。応保元年七歳で中宮叙爵。和歌を「歌林苑」で勝命、俊恵に学ぶ。正治二年(1200)後鳥羽院主催「正治二度百首」の歌人に選ばれ和歌所寄人となり、院の推挙で河合社補宜を望むも補宜祐兼の反対で果せず遁世。源実朝の歌の師として鎌倉に下るも不首尾。琵琶にも長じ、著書に家集「鴨長明集」、隨筆「方丈記」、歌論「無名抄」、仏教説話「発心集」、紀行「伊勢記」。月詠、千載、新古今、続古今、続拾遺、新後撰、玉葉、続後拾遺、風雅、新千載、新拾遺、新後拾遺集に入集。

みあれに参りて、社の司おのおの葵をかけけるに詠める 賀茂重保
跡垂れし神にあふひのなかりせば何に頼みをかけて過ぎまし (新古今集卷第十九神祇歌)

【語訳】【みあれ】：神の出現する意を示す語。同時にそれを迎える賀茂別雷神社の神事。祭の三日前、四月中午の日の夜行なう祭。今は五月十二日、5 頁注参照【社の司】：神官。中世には神主ほか本社の正、権の禰宜・祝と摂社八社の禰宜と祝の定員廿一名。【葵をかける】：諸鬱の挿頭料を冠にかけていた。【跡垂し】：神仏習合・本地垂迹の思想で、インドの仏が日本の神として出現した意。【あふひ】：葵と逢う日と「かけ」の縁語・掛詞。御阿礼の日の神の現出を力強く感じる、神官らしい詠。

注)賀茂重保

平安末期の歌人。賀茂別雷社第十八代神主。正四位上。元永二年(1119)生れ建久二年(1191)没。父神主重継。号、藤木神主。経盛家、実国、広田社などの歌合に出詠。千載、新古今、新勅撰、続後撰、続拾遺、玉葉、風雅、新続古今の各勅撰集に入集。俊恵法師と親しくその「歌林苑」の会衆で支援者。治承元年神主に就き、多くの歌会、歌合を主催して「賀茂歌壇」を主宰。治承二年(1178)藤原俊成を判者に「別雷社歌合」を開催(伝寂連筆、重文)、寿永元年「曲水宴」開催、同年三十六人の歌人の「百首家集」を勧請し神前に奉納(寿永百首)。それらを基礎に同年「月詣和歌集」十二巻・千二百首を私選。勅撰集「千載集」の基礎資料の一つとなった。西行、寂蓮など十四人と結縁した「一品経和歌懐紙」(国宝)の筆跡がのこる。

5 禊・祓え・みたらし

イ) 禊と祓え

題しらず

読み人しらず

恋せじと御手洗川にせしみそぎ神はうけずぞ成にけらしも

(古今集卷第十一恋)

【語訳】【御手洗川】：御手洗は普通名詞。神域に入る者が潔斎、手洗い、口すすぎの作法を行なうための川・湧水・海・湖を御手洗という。伊勢神宮の五十鈴川、浅間神社の湧玉池、箱根神社神前の芦ノ湖など。和歌の分野で賀茂の御手洗が頻出するようになって次第に固有名詞となり、ことに賀茂別雷神社境内の川を指すようになった。ここでもその可能性が高い。【けらしも】：確かな根拠のある詠嘆を伴う過去の推量。万葉集時代に多用された。別の表現の異本もあるが校本の通りならばこの歌の時代は古く、御手洗川の禊ぎがそれだけ遡ることになる。

【大意】(賀茂社の)御手洗川で禊を行じて恋をすまいと祈ったが(また恋をしてしまった)神はどうも願いを受け入れてくださらなかったようだ。

注)禊と祓え

禊は水中に潜って汚穢を洗い清める行法で東南アジア一帯に広くみられる。わが国では伊弉諾神が黄泉の国の穢れを除くため筑紫の日向の橘の阿波岐原の小門で禊ぎ祓えをしたのが起源とされる。斎戒のため川原で行う潔斎。祓詞奏上の間に人形をもって身体を撫で縄を解き散米し水に流す。この歌賀茂の名越祓の萌芽期のものか。

賀茂の祭の物見侍りける女の車に言ひ入りて侍りける

返し

読み人しらず

木綿襷かけても云ふな仇人のあふひてふなは禊にぞせし

(後撰集卷第四 夏)

[語訳]【賀茂の祭の物見】；四月中西の日の賀茂祭は①宮中の儀をへて奉幣の勅使が行列を従えて出立し下社から上社へ向かう。②上社へは賀茂堤を行列するがこれを路頭の儀という。③下社と上社では宣命の奏上、奉幣、東遊、走馬が行なわれる。社頭の儀という。④翌日上社を発って行列は紫野斎院を経て宮中に戻る。還立の儀といった。多くの人々が路頭の儀や還立の儀を賀茂堤で車を列ね見物したが、場所を争う程賑わった。

【木綿襷】：木綿で作った襷、神を祭るとき必ず肩にかけた。襷を掛けることから「かけ」に掛かる枕詞。【あふひてふな】：葵という菜、逢いたいという（貴方の）名を掛けた。

[大意] 貴方のような不実な人の名は神かけても口にしたくもない。逢いたいという貴方の名は禊で水に流してしまった。偶々見物していた賀茂祭の木綿襷や葵、禊の縁語を比喩に使って不実な男の言い寄りを退けた歌。ここでも禊で水に流す習俗が詠まれている。

因みに男の送った歌は「行きかえる八十氏人の玉鬘懸けてぞ頼むあふひてふなを」。玉鬘は蔓草の汎称であるが、ここは女性の美称で「美しい女」という意味。

口)六月祓え・名越の祓え

六月祓えを詠める

伊勢大輔

水上も荒ぶる心あらじかし波も名越の禊しつれば

(後拾遺集第三 夏)

[語訳]水上、水神、荒ぶる、と洗ふ、波となみ(ないので)を縁語に掛詞を用いた。【名越の禊】：賀茂社の名越の祓えの歌。題詞に六月祓えとあるので六月晦日の神事の祓えと名越の禊が合体している。【伊勢大輔】：大中臣能宣の孫、寛弘五年(1008)20歳の頃中宮彰子の女房として出仕。紫式部に譲られた献上櫻の受取りに当たり即興で「いにしえの奈良の都の八重桜今日九重に匂ひぬるかな」と詠じ一躍名を挙げ、赤染衛門、和泉式部と交流、藤原頼通の時代後宮歌壇の中心として活躍。

[大意] (賀茂の)水上が荒れ(て洪水にな)る訳はあるまいよ(今日)波も禊をしたのだから
注)名越の祓えと禊

鎌倉時代末の神主井関經久の日記「嘉元年中行事」の六月晦日の水無月の神事には、楊枝と茅の輪、桑の弓、蓬の矢(桑弧蓬矢)を用いた祓えのことが詳しく述べられているが、臨河の禊には触れていない。江戸時代前葉の賀茂注進雜記の「年中神事次第」には名越の祓えの名が記されているが禊と合体したものか明確でない。なお、楊枝は柳の枝で病気を治したり、人に害を与えたたりする呪いに用いる。桑弧蓬矢も男児が生れた時これで四方を射て将来の雄飛を祝った中国の故事。この歌や以下の数首の歌がその空隙を埋めた説明になる。

秋隔一夜といへる事を詠める

中納言顕隆

御祓するみぎはに風のすずしきは一夜をこめて秋やきぬらん

(金葉集卷第二 夏秋)

六月はらへを詠める

源有政

御祓する川瀬にたてる堰代さへ菅貫かけてみゆるけふかな
秋隔一夜といへる事を詠める
けふくれば麻の立枝に木綿懸けて夏水無月のみそぎをぞする
題しらず
御祓する楮の小川の川風に祈りぞわたる下に絶えじと

(金葉集 別巻)

藤原季通朝臣

(金葉集 別巻)

八代女王

(新古今集卷第十五恋)

[語訳] 【秋隔一夜】：旧暦、六月晦日のみそぎが済むと一夜で季節が秋に代わるので好まれた歌題。【六月祓え・御祓】御祓と禊・六月祓えと同義、同訓に用いられている。【菅貫】：陰暦六月晦日の夏越の祓えに用いた具。茅を紙で包んで束ねて大きな輪を作りこの輪をくぐれば病気をよけられるとしてこれを家の入り口にかけてくぐったり、また小さく作って首や腰に掛けたりした(茅の輪)。【楮の小川】：賀茂別雷神社境内を流れる御手洗川。中流に摂社奈良社があるのにちなむ。この歌が初出。【下に絶えじ】：恋仲が人に知られないで絶えないようにと。【祈りぞわたる】：祈りの気持ちをみそぎに託する。わたるは川風の縁語。【中納言顕隆】：葉室、白川院近臣(院執行別当)【源有政】：11世紀末から12世紀初の人、村上源氏。紀伊国木本荘に武力介入。藤原季通は伝不詳。【八代女王】：(矢代とも)、聖武天皇の寵を受ける。天平九、従五位下、天平宝字二、従四位下。聖武天皇に献ずる歌一首(万葉四 626)。掲出歌は出典の「古今六帖」では万葉集の八代女王の歌の次にあるので本来「読み人知らず」平安初期の歌。楮の小川の名も御祓もその頃にすでに存在していた事になる。ちなみに万葉集の歌は、君により言の繁きを故郷の明日香の川にみそぎしに行く

ハ)みたらしと若水、斎院退下と唐崎の御祓
堀川院の御時立春の朝に、今日の心仕う奉るべきよし侍ければ奏し侍ける 源俊頼朝臣
君がためみたらし河を若水に結ぶや千代のはじめなるらん (千載集卷第十 賀歌)

[語訳] 【今日の心仕奉る】：「立春」の趣意で歌を詠む。【みたらし河】：賀茂別雷社の境内を流れる川。【若水】：立春の早朝、主水司が天皇に奉獻する水(江家次第)。律令制の主水司は天皇の樽水、籠粥、氷を司る宮内省の管下の官司で御井、氷室を管轄。ヤマト朝廷の県主時代賀茂県主は主水・主殿に奉仕。立春の若水奉獻は賀茂県主の負名氏の伝統の名残。

【むすぶ】：掬う意に、永寿を保障する神聖性との契りの「結ぶ」を含意。【源俊頼】：宇多源氏。天喜三(1055)～大治四(1129)。歌人、堀川院歌壇の中核。白河院命で金葉集撰進。

【大意】君のために御手洗河の水を「若水」に掬って献じますのが御治世千年の初となるのでしょうか

上西門院賀茂の斎院と申けるを、替らせ給ひて、唐崎に祓へし給ひける御供にて、女房の
許に違わしける
きのふまでみたらし川にせし禊志賀の浦浪立ちぞかはれる (千載集卷第十六 雜歌上)

賀茂の斎替り給ふて後、唐崎の祓へ侍りける又の日、双林寺のみこの許より、昨日は何事かと侍りける返り言に遣はされ侍りける
式子内親王
御手洗や影絶え果つる心地して志賀の浪路に袖ぞ濡れこし (千載集卷第十六 雜歌上)

【語釈】【上西門院】：前斎院統子内親王。保元四年(1159)院号宣下。文治五年(1189)没。鳥羽天皇皇女、のち皇后(ただし配偶無)。第28代斎院、大治二(1127)～天承二(1132)在位、元拘子【賀茂の斎】：賀茂斎院。選子内親王の語釈参照【八条前太政大臣】：藤原実行(1080～1162)。父公実。待賢門院の兄【式子内親王】：4頁注参照【双林寺のみこ】：鳥羽天皇皇女あや御前。寺は円山にあり(相輪寺とも)、西行も隠棲。

【大意】藤原実行歌：昨日までは御手洗河でしていられた御禊を今日はこの志賀の浦の唐崎でなさってその浦波の立つように斎院を替わられるとは。式子内親王歌：御手洗河よそこに映した姿も消える気持がして最後の祓をした志賀の浦波に袖が濡れた事でした。

注)唐崎の祓

斎院退下に際しての御禊。「御祓の所は形のようなる仮屋に、簾垣の赤の色、水の縁見え分きて、心あらむ人はいかなる言葉も言い止めまほし」(今鏡)。斎院の退下は①父母の喪(必ずしも天皇の退位が条件にはならない)②自身の死③任に堪えない病の三つが条件であった。志賀の浦は唐崎から柳ヶ崎にかけての浦。

文治六年、女御入内屏風に、臨時祭かける所を詠み侍りける
月冴ゆる御手洗川に影見えて氷に摺れる山藍の袖
皇太后宮大夫俊成
(新古今集卷第十九 神祇歌)

【語釈】【女御入内屏風】：文治六年(1190)正月十一日、九条兼実の娘任子が入内した時の、月次の御屏風の和歌。【臨時の祭】：毎年十一月末の酉の日の賀茂神社の勅祭、別注東遊参照。【影見えて】：神官の小忌衣姿が映って【氷に摺れる】：氷の上に摺ったように見える。氷と冴ゆるは縁語【山藍の袖】：小忌衣の山藍の袖。白地に山藍で春草、小鳥などの模様を青く摺り付けた衣の袖。小忌衣は物忌みのしるしとする清浄な上着。大嘗会、新嘗会、および賀茂祭などで小忌の人、祭官、舞姫などが装束の上に着用。【皇太后宮大夫俊成】：藤原俊成。元久元(1204)没、九十一歳。非参議正三位皇太后宮大夫。父権中納言俊忠。定家の父。和歌を基俊に学び、俊恵(源俊頼の子息)にも私淑し、六条家に対する御子左家の歌学を確立し、寂連、定家らとともに九条家の庇護のもとに歌壇を指導。千載集選者。六百番歌合の判者。歌論「古来風体抄」。【大意】月の冴える御手洗河に、神官の小忌衣姿が映って氷の上に摺ってあるように見えるよ山藍の袖よ。冴えた寒月に照らされた小忌衣姿が流れに鮮やかに映っている清浄な情景が浮かび上がる。幽玄の歌境を代表する歌。

6 そのた賀茂の歌さまざま

イ)連歌のはじめ 和泉式部と禰宜賀茂忠頼

和泉式部賀茂に參りけるに、簾幕に足をくはれて紙をまきたりけるを見て 神主忠頼

ちはやふるかみをばあしにまくものか

と申かけけるに

これをぞ下の社とはいふ

和泉式部かくぞつづけける

(金葉集卷第十 連歌)

[語訳]：紙と神を掛けた【藁沓】：草鞋【和泉式部】：上東門院付きの女房、当代女流歌人の代表。【神主忠頼】：賀茂忠頼、上社禰宜、神主は通称。在実二男。子成眞は初代神主。【下句】：貴方は上社の神主ですがここは上(神)でなく下社ですよと切返した。初期の連歌の例。

ロ)祭の帰さ

賀茂祭の帰さに前駆仕れりけるに、青色の紐の落ちて侍けるを、女の車より唐衣の紐を解きて緩付け侍けるを尋ねさせけれど、誰とも知らず止みにけり、又の年の祭の垣下にて斎院に参りて侍けるに、女の何ら付けし紐はと訪れて侍しかば遣はしける 能宣
唐衣結びし紐は挿しながら袂は早く朽ちにしものを (後拾遺集第十一 恋)

[語訳]【賀茂祭の帰さに前駆】：祭の翌日上社から宮中へ帰る還立儀の行列の先駆け【参りて侍りければ】：翌年の祭に、垣下(偉い人の相伴)で斎院に参ったところ、女が居て付けた紐は何処にと尋ねてきた【下句】：連絡がとれずに涙を絞つて袂が朽ちてしまったが貴女の結んでくれた紐は忘れずに衣に挿しています【能宣】：大中臣能宣、平安時代前期の神祇官、神祇大副。歌人。梨壺の五人の一人、後選集の選者、三十六歌仙。百人一首歌人。

祭の帰さに酔様垂たる形かきたるところを

安法法師

整へし賀茂の社の木綿襷帰る朝ぞ乱れたりける

(後拾遺集第十八 雜)

[語訳]【酔様垂たる形かく】：二日酔いの姿をさらしてしまった、形かく、は恥かく、べそかくに同じ。装束を整えてきたのに、呑み過ぎして服装が乱れた。三条右大臣と同じに上賀茂に一泊して飲み過すのが例か。単に作者一人に限らず一般の風潮を詠んだのだろう。

ハ)勅使・祈願・友情

斎院長官にて侍けるが、少将になりて、賀茂祭の使して侍けるを、めづらしきよし人のいはせて侍ければ 大歳卿長房

年を経てかけし葵はかはらねどけふの挿頭はめづらしき哉 (詞花集卷第二 夏)

[語訳] 図らずも賀茂祭の奉幣使(勅使)の栄誉を蒙った喜びの歌。挿頭の諸蔓の葵は今までと同じだがことに新しく感じる。【少将】：近衛少将、正五位下相当 【めづらし】：詞書のは目出度い、歌中のは新奇に、の意。

歳人にならぬことを嘆きて年来賀茂社に詣侍けるを、二千三百度にもあまりける時、貴布禰の社に詣て柱に書きつる 平実重

今までになど沈むらむ貴舟川かばかり早き神を頼むに (千載集卷第二十 神祇歌)

かくてなむのちなむほどに歳人になり侍りける、近衛院御時なり

【大意】これほど靈験の早い貴布禰明神にお頼みしているのに、今までどうして沈淪しているのか。「沈む」「早き」は貴舟川の縁語。賀茂社への立願は貴布禰など末社詣を含んだ。

賀茂成助に初て逢ひて物申けるつみでに、かわらけ取りて詠める 津守国基
聞きわたる御手洗河の水清みそこの心を今日ぞ見るべき (金繁集第九 雜部)

【大意】御手洗の清い流れのような評判の貴方に今日初会して心を割って語り合いたいものです。【語訳】賀茂成助、別雷社第二代神主、津守国基、住吉社神主。ともに歌人としても名があり、親交を結んだ。そこ(其、親しい相手の対称)と川底は掛詞。

賀茂重保が越中國へ下りけるを、同じところで人々『餞』し侍けるに詠める 寂蓮法師
秋のうちに帰山とは契れどもゆきふることやあらんとすらん (月詣集卷第二 別)

帰山ありとたのまぬ道ならば慰めもなき別ならまし 藤原教仲
(月詣集卷第二 別)

【語訳】【同じところ】：前首からの続きで、三人の属する歌人結社「歌林苑」。源俊頼の息男、俊恵法師主催、北白川にあった【越中くだり】現地莊園の新保御厨の用務で下ったか。

【帰山】福井県中部の山で歌枕。無事帰る願いを掛けた。【ゆきふる】雪降ると行き旧る(行ったまま留まる)を掛けた。出発は治承二年八月頃。難航を予期【賀茂重保・寂蓮法師】：月詣集は重保の私選集、本稿「葵・桂」の項の注参照。寂蓮；藤原俊成の養子、実子の定家と並んで御子左家歌道の中心、新古今集選者の一人。重保と親交、当時は俗名藤原定長。

二)西行法師と賀茂

思ふこと御生の様に引く鈴のかなはずばよもならじとぞ思ふ (山家集中 雜)

【大意】御生の祭の様にかけた鈴を引いて思いが叶えられるよう祈るが叶えられぬなら、よもや鈴も鳴るまい。

斎院おはしまさぬ頃にて祭の帰さもなくれば紫野もとほろとて
むらさきの色なきころの野辺なれや片祭にてかけぬ葵は (山家集下 雜)

【大意】斎館のある紫野にも斎院はおられず、紫の色もない紫野とでもいおうか。祭の還立の行列もなく、葵の髪をかけることもないのだ。

北祭の頃、賀茂にまよりたりけるに、折嬉しくて、待たるるほどを使まよりたり。橋殿に着きて、つい伏し拝まるるまではさることにて、舞人の氣色振舞、見し世のことともおぼえず、東遊に琴うつ陪從もなかりけり。さこそ末の世ならめ、神いかに見給ふらんと、恥づかしき心地して詠み侍りける

神の代も変わりにけると見ゆるかなそのことわざのあらずなるにも (山家集下 雜)

[大意] 人の世だけでなく神の代まで代わってしまったと見える。琴の陪従もいなく、祭のことわざ、舞人の振舞も昔のようではなくなってしまったことにつけても。

ながつきの力合せに勝ちにけりわがかたをかを強くたのみて (山家集下 雜)

[大意] 九月の相撲に勝ったことだ。賀茂の片岡神の御力と自分の味方を強く頼みとして。

注)西行と賀茂、阿礼引きと重陽相撲の奉納

西行法師の多くの賀茂の歌から四首を選んだ。佐藤義清といった鳥羽院の北面武士の頃から賀茂社との付合いは深い。神主重保とは一歳上で歌の上でも親交があり、重保など十四人で結縁した国宝の一品経和歌懐紙が残っている。また寿永元年の賀茂曲水宴の歌を含む伝西行筆の月詠集の断簡「相輪寺切」も伝存。第二、三首で愛着のある賀茂社の荒廃を嘆くのもさこそと思われる。

【斎院の不在・片祭】:承安元(1171)頃子内親王退下、治承二(1178)範子内親王卜定の間。

【阿礼引きの歌】:賀茂祭の日に参詣者が神につけた木綿を引いて阿礼の鈴を鳴らして幸運を祈った。

【九月の相撲の歌】:西行が賀茂社で重陽相撲をとったのは長承二(1133)から出家する保延六年(1140)23歳迄鳥羽院の北面武士として仕えた頃のことと思われる。七月の宮中の相撲節の召合は近衛・兵衛17、白丁2、童1の20番。占手(小童)、垂髪・総角(白丁)のあと普通の相撲人、最後に近衛より選補の最手(本手・相撲人の最高位)の順に取る。左方は葵蟹を挙げる。鎌倉後期の神主経久の「嘉元年中行事」には賀茂の重陽相撲の召合を『左右相撲一方づつとる。「とり」六番也、左右「占手」「本手」四番也』と記しているので宮中同様童子に限らず大人も取ったようである。「とり」は未詳であるあるいは鳥跳びであろうか。

【わがかたをか】:別雷社第一摶社片岡社に我が方を掛けた。

本)賀茂社歌合

賀茂の社の歌合とて人々詠み侍ける時、花の歌とて詠める

藤原公衡朝臣

花さかり四方の山辺にあくがれて春は心の身に添はぬかな

(千載集卷第一 春歌)

賀茂の社の歌合に、述懐歌として詠める

寂蓮法師

世中の憂きは今こそうれしけれ思ひ知らずば厭はましや

(千載集卷第十七 雜歌)

賀茂社の歌合とて人々勧めて読侍ける時、述懐の歌に詠める

賀茂重保

君を祈る願ひを空に満てたまへ別雷の神ならば神

(千載集卷第二十 神祇歌)

賀茂の社の後番の歌合とて神主重保歌詠ませ侍ける時、詠める

藤原公時朝臣

石間ゆく御手洗川の音寒て月や結ばぬ氷なるらん

(千載集卷第四 秋歌)

百首歌の中に、神祇の歌詠み給ひける

式子内親王

さりともとたのむ心は神さびて久しく成ぬ賀茂の水垣

(千載集卷第二十 神祇歌)

賀茂の社、午日歌ひ侍ける歌

三統理平

やまとかも海に嵐の西吹かばいづれの浦に御船つながむ

(新古今集卷第十九 神祇歌)

鶴社の歌合とて、人々詠み侍けるに、月を

鶴長明

石川や瀬見の小河の清ければ月も流れをたづねてぞすむ

(新古今集卷第十九 神祇歌)

社司ども貴布禰に参りて雨乞ひし侍りけるついでに詠める

賀茂幸平

大御田のうるほふばかり壇かけて井壇に落せ川上の神

(新古今集卷第十九 神祇歌)

注)賀茂社歌合・賀茂社後番歌合ほか

【賀茂社歌合】別雷社歌合とも。神主賀茂重保主催。治承二年三月、藤原俊成を判者に迎え歌人六十人、三題、九十番の規模。重文の寂蓮の筆録が残る。賀茂社後番歌合は元暦元年九月、重保主催。

【百首歌】寿永元年、重保が三十六人の歌人に各百首の奉納を求めて宝前に勧進(寿永百首)。平安末期有名歌人の家集として遺存。疑いはあるが式子内親王のこの百首歌もこれに含まれるか。

【午の日の歌】賀茂注進雑記に「天岩船を潛ぎ寄せ、神の顯形ましましける其の所を御生所、その辺をみあれ野とも神代の浦ともいい、船着の入り江ともいう」と。また、「天鏡女命」が天磐樟船を漕いで健津身命を届けたので神代浦といふと記紀の饒速日命が河内に降った説話の異伝をのせる。賀茂皇太神宮記も同じ。作者の【三統理平】は文章博士で延喜式の編纂者の一人。従ってこの説話は延喜式編纂の時代から存在していて、おそらく平安初期に伊勢神宮に準ずる皇太神宮とされた時、対抗上述作されたと察せられる。この歌は御阿礼神事に社の雅楽役が唱える慣習で、現在は秘歌とする。

【瀬見の小河の歌】賀茂社縁起を歌い込んだ。本来賀茂川を指すがここは下社境内の小川。源光行主催の歌合で詠み、判者の師光入道は「こんな名の川はどこにあるのか」と負に判定した。また、下社の禰宜祐兼も、晴の場でなく曇の場で詠んだと非難。しかし判定に疑惑が起り新判者の顯照(六条家の歌学者)が長明に賀茂縁起を詠んだと聞いて改判を約し、新古今集に入集、長明は殊のほか喜んだ。瀬見、住む、澄むを掛けた。

【貴布禰雨乞いの歌】これも現在貴船社の秘歌。【賀茂幸平】は第廿一代別雷社神主、父神主家平、建保二年(1214)没、73歳。正四位下。蹴鞠の上足、月詣集、新古今集、続後撰集、玉葉集入集。【貴布禰社】賀茂別雷社の奥宮とされ、明治2年まで第二摂社。祈雨止雨の神。

7 むすび

ここまで万葉から新古今までの各和歌集から賀茂を詠んだ歌を辿ってきた。現在の我々にはもはや見ることのない様々の故事来歴をも確認できたとおもう。この時代の人々にとって賀茂社の存在はまさに産土神というふさわしくその由緒、神事、境内、景観、靈威の知識と体験は王朝貴族層一人一人の暮らしや心のなかに深く沁み込んでいて彼等にとって生活の断面そのものを成していたことがわかる。平安末期の賀茂社の衰微を嘆いた西行法師が現在の賀茂に接した時どのように感じるであろうか。(了 平成十七年九月廿二日)

附)八代集一覧、参考文献

イ)勅撰八代歌集一覧

	歌集の名	下命	成立年	選者	巻数
1	古今和歌集	醍醐天皇	延喜 5(905)	紀貫之他	20
2	後撰和歌集	村上天皇	天暦 9(955)	大中臣能宣他	20
3	拾遺和歌集	花山院	寛弘 2(1005)	花山院自撰	20
4	後拾遺和歌集	白河院	寛治 1(1087)	藤原通俊	20
5	金葉和歌集	白河院	大治 1(1126)	源俊頼	10
6	詞花和歌集	崇徳院	仁平 1(1151)	藤原顯輔	10
7	千載和歌集	後白河院	文治 4(1188)	藤原俊成	20
8	新古今和歌集	後鳥羽院	元久 2(1205)	藤原定家他	20

ロ)参考文献

二十一代集 [正保版本] 国文学研究資料館データベース	岩波書店
萬葉集一 佐竹昭広他校注	新日本古典文学大系 岩波書店
古今和歌集 佐伯梅友校注	岩波書店
千載和歌集 久保田 淳校注	岩波書店
千載和歌集 片野達郎他校注	新日本古典文学大系 岩波書店
新古今和歌集 佐々木信綱校注	岩波書店
新古今和歌集 峯村文人校注	小学館
山家集 後藤重郎校注	日本古典文学集成 新潮社
月詣和歌集 杉山重行校注	校本と基礎的研究 新典社
方丈記 細野哲雄校注	日本古典全書 朝日新聞社
風土記 秋本吉郎校注	日本古典文学大系 岩波書店
日本書記下 坂本太郎他校注	日本古典文学大系 岩波書店
続日本紀一 笹山晴生他校注	新日本古典文学大系 岩波書店
嘉元年中行事 井関經久記	翻刻版 日本祭事集成
賀茂斎院記 群書類從 補任部	群書類從刊行会
賀茂皇太神宮記 群書類從 神祇部	群書類從刊行会
賀茂注進雜記 岡本保可他撰	続々群書類從二 群書類從刊行会
賀茂社祭神考 座田氏司	神道史学会
顕斎・御阿礼・御蔭祭 真弓常忠	日本古代祭祀の研究 学生社
カモ県主の研究 井上光貞	日本古代国家の研究 岩波書店
式子内親王伝 石丸晶子	朝日新聞社
西行物語 桑原博史訳注	講談社
鴨長明 三木紀夫	講談社
斎院交代制と平安朝後期文芸作品 堀口 哲	古代文化 31-10 (以上)